

重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。

この「重要事項説明書」は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 88 条により準用する第 9 条〔指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 64 条により準用する第 11 条）の規定にもとづき、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービス提供契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければ

◆◆ 目 次 ◆◆

1	事業主体	2
2	事業所の概要	2
3	事業の目的と運営方針	2
4	事業実施地域、営業時間、定員等	3
5	職員勤務の体制	3
6	サービスの概要	3
7	サービス利用料金	4
8	利用にあたっての留意事項	7
9	衛生管理等	7
10	非常災害時の対策	7
11	緊急時の対応方法	8
12	協力医療機関等	8
13	秘密の保持	8
14	虐待の防止について	8
15	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画	9
16	身体的拘束等について	9
17	苦情相談について	9
18	運営推進会議の概要	9
19	業務継続計画の策定等について	10

1 事業主体

事業主体（法人名）	社会福祉法人ともの家
法人の種類	社会福祉法人
代表者（役職名及び氏名）	理事長 永和 志野
法人所在地	〒791-0101 愛媛県松山市溝辺町甲94 番地
電話番号及びFAX番号	電話089-977-8502 FAX089-907-8504
Eメールアドレス	tomo-home@triton.ocn.ne.jp
設立年月日	平成18年7月18日

2 事業所の概要

① 事業所の名称等

事業所の名称	小規模多機能ともの家 吾も紅
事業等の種類	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護
事業所の責任者（管理者）	永和 里佳子
開設年月日	平成27年5月20日
介護保険事業者指定番号	松山市指定 第 3890101276 号
事業所の所在地	愛媛県松山市溝辺町甲562番地1
電話番号及びFAX番号	電話番号089-916-5208 FAX089-916-5208
損害賠償責任保険の加入先	三井住友海上火災保険

② 主な設備

宿泊室	7室（各室 定員1名） 面積…8.25㎡～12.44㎡
居間兼食堂	食堂・居間・厨房スペース 合計92.57㎡ （1人当たり 6.17㎡）
トイレ	トイレ3箇所
浴室	1室
台所	1室

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	住み慣れた地域で生活するために、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
運営方針	利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

4 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日：1年365日 営業時間：24時間
サービス提供時間	通いサービス 6:00～21:00 泊まりサービス 21:00～翌日 6:00 訪問サービス 24時間
通常の事業実施地域	松山市（旧北条市・旧中島町・島しょ部は除く）
定 員	登録定員 295名 通いサービス定員185名 宿泊サービス定員7名

5 職員勤務の体制

① 職員配置状況

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名	—	事業管理・職員管理
計画作成者	1名以上	—	サービスの調整・相談業務 登録者のケアプラン作成
介護従事者	8名以上	1名以上	日常生活の介護
看護職員	1名以上	—	健康チェック等の医務業務

② 主な職種の勤務の体制

職種	勤 務 体 制
管理者	① 7:30～16:30 ② 8:30～17:30 ③ 10:30～19:30 ④ 16:30～翌9:30（夜勤） 宿直はオンコールにて対応します。 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
計画作成担当者	
介護職員	
看護職員	

6 サービスの概要

通い	食事支援	食事の準備、後片付け、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行います。また、栄養並びに利用者の身体状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適温で提供し、多職種協働による栄養ケアマネジメント等から栄養状態や摂食、嚥下機能の管理を行います。
	排泄支援	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入浴支援	入浴または清拭、洗髪や洗身の介助、その他必要な入浴の介助を行います。
	機能訓練	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ）を提供します。
	健康管理	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
訪問	利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。	
宿泊	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。	

7 サービス利用料金

① 保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。1ヶ月ごとの包括費用（月定額）です。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
	月途中から登録した場合、又は月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日とします。登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日とします。

◎（介護予防）小規模多機能型居宅介護 基本料金（1月あたり）

介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	3,450 単位	6,972 単位	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位
1 割負担額	3,450 円	6,972 円	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円
2 割負担額	6,900 円	13,944 円	20,916 円	30,740 円	44,718 円	49,354 円	54,418 円
3 割負担額	10,350 円	20,916 円	31,374 円	46,110 円	67,077 円	74,031 円	81,627 円

◎加算料金 各加算として、次のとおり加算分の自己負担が必要となります。各種加算の単位数、料金、算定要件の概要は以下のとおりです

・初期加算

（1日あたり） 30単位（負担額／1割…30円、2割…60円、3割…90円）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として利用者負担があります。30 日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

サービス提供体制加算（Ⅰ）

（1月あたり）750単位（負担額／1割…750円、2割…1,500円、3割…2,250円）

看護職員を除く介護従業者のうち、介護福祉士の占める割合が70%を超える場合または、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である場合に算定します。

総合マネジメント体制化加算（Ⅰ）

（1 か月あたり）1,200単位（負担額／1割…1,200円、2割…2,400円、3割…3,600円）

次のいずれにも適合する場合に算定します。

- ・利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。
- ・日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。
- ・日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。
- ・必要に応じて、多様な主体により提供されるサービス等が包括的に提供されるような居宅サービス計

画を作成していること。

- ・地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。

認知症加算（Ⅱ） ※介護予防は対象外

（1月あたり）890単位（負担額／1割…890円、2割…1,780円、3割…2,670円）

認知症介護にかかる専門的な研修を修了しているものを配置し、認知症日常生活自立度判定Ⅲ以上に該当する利用者に対し専門的な認知症ケアを実施する場合に算定します。

認知症加算（Ⅲ） ※介護予防は対象外

（1月あたり）760単位（負担額／1割…760円、2割…1,520円、3割…2,280円）

認知症日常生活自立度判定Ⅲ以上に該当する場合に算定します。

認知症加算（Ⅳ） ※介護予防は対象外

（1月あたり）460単位（負担額／1割…460円、2割…920円、3割…1,380円）

要介護2に該当しかつ日常生活自立度Ⅱに該当する場合に算定します。

看護職員配置加算（Ⅰ） ※介護予防は対象外

（1月あたり）900単位（負担額／1割…900円、2割…1,800円、3割…2,700円）

常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合に算定します。

看護職員配置加算（Ⅱ） ※介護予防は対象外

（1月あたり）700単位（負担額／1割…700円、2割…1,400円、3割…2,100円）

常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合に算定します。

訪問体制強化加算 ※介護予防は対象外

（1月あたり）1,000単位（負担額／1割…1,000円、2割…2,000円、3割…3,000円）

事業所全体で月の訪問回数が200回以上の場合に算定します。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ

（1月あたり）所定単位数の186／1,000（負担額は、左記単位数の自己負担割合に応じた額）

②その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

〈サービスの概要と利用料金〉

食事の提供（食事代） ご契約者に提供する食事に要する費用です。

朝食：310円 昼食：550円 夕食：550円 1日 1,410円

宿泊に要する費用 ご契約者に提供する宿泊サービスに要する費用です。

1泊 2,200円

おむつ代

おむつは原則としてご家庭で準備されたものを使用させていただきます。やむ得ない事情により使用された場合は処分費を含めた実費をいただきます。

レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。材料代等の実費をいただきます。

複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には1枚につきモノクロの場合は10円、カラーの場合は100円をご負担いただきます。

外出費用

入園料・飲食代や燃料費など、外出時必要となる場合は実費をいただきます。

洗濯費用

通い・泊まりを利用された時に洗濯を希望される場合は、1回につき300円いただきます。

電気代

ご契約者が宿泊時にテレビ、電器毛布など電力消費量の多い電化製品を持参され、居室で使用された場合は、電化製品1品目につき120円（日額）いただきます。

日用品

ご本人の希望で必要と考えられる物品については、実費相当をいただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

③ 利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月に利用者あてにお届けしますので、請求月の25日までに次の方法によりお支払いください。

- ・口座自動振替方式

※自動振替に対応する口座をお持ちでない場合は、次の口座への振込にて対応いたします。

- ・愛媛信用金庫 溝辺支店 普通預金 No.0039185 社会福祉法人ともの家 理事長 永和 志野
- ・伊予銀行 東野支店 普通預金 No.1362137 社会福祉法人ともの家 理事 永和 志野

8 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
送 迎	ご希望の時間に送迎できない場合があります。ご理解ください。
訪 問	訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。医療行為 利用者の家族に対する訪問介護サービス 飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 利用者又はその家族等からの金銭又は物品の授受 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
宿 泊	急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超える場合は、利用できないことがあります。他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
喫煙	喫煙はご遠慮ください。
所持品の持ち込み	高価な貴重品や大金はこちらで管理できません。
動物の持ち込み	ペットの持ち込みはお断りいたします。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

9 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

10 非常災害時の対策

災害種別ごとの防災計画を作成し、事業所の見やすい場所に掲示しており、非常災害時には、その防災計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

〈防火管理者〉中村嘉孝

〈消防用設備〉 ・ 自動火災報知機 ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 消火器 ・ 通報装置

1 1 緊急時の対応方法

事故が発生した場合、速やかに家族・医療機関等に連絡し必要な処置を行います。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。また、松山市に報告するとともに、事故報告書を詳細に記録し保管、再発防止に役立てます。

1 2 協力医療機関等

〈協力医療機関・施設〉			
よこた内科	所在地	松山市岩崎町1丁目8-41	TEL 089-945-8811
たかのご歯科	所在地	松山市鷹子町550-10	TEL 089-990-8888
松山ベテル病院	所在地	松山市祝谷6-1229	TEL 089-925-5000
道後ベテルホーム	所在地	松山市祝谷6-1277	TEL 089-927-2000

1 3 秘密の保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
従業者に対する 秘密の保持について	就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。
個人情報の保護について	事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1 4 虐待の防止について

(1) 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(2) 事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	永和 里佳子
-------------	--------

②虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。

③虐待の防止のための指針を整備します。

④従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

1 5 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画

小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）について	（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。 事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえで小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を定め、また、その実施状況を評価します。 計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。
サービス提供に関する記録について	サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保管します。また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。

1 6 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

1 7 苦情相談について

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 永和 里佳子

○受付時間 毎週 月曜日～日曜日 8:30 ～ 17:30

また、苦情受付ボックスを入口に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

松山市役所介護保険担当課	所在地 松山市二番町四丁目7番地2 Tel:089-948-6968 祝日を除く平日の8:30～17:15
愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地 松山市高岡町101-1 Tel:089-968-8700 祝日を除く平日の8:30～17:15
愛媛県社会福祉サービス運営適正化委員会	所在地 松山市持田町3丁目8番15号 Tel:089-998-3477 祝日を除く平日の9:00～12:00/13:00～16:30

1 8 運営推進会議の概要

当事業所では、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるために、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等についての記録を作成します。

※当事業所は、運営推進会議にて、第三者評価を実施しています。直近の開催日は、令和6年3月27日です。評価結果は、ホームページにて公開しています。

1.9 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記の内容について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第88条により準用する第9条【指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第64条により準用する第11条）の規定にもとづき、利用者に説明を行い交付しました。

小規模多機能 ともの家吾も紅

説明者職名：管理者 氏名：永和 里佳子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスについての重要な事項の説明を受け同意し、且つ受領いたしました。

また、介護保険の給付の対象となるサービス料及び介護保険の給付の対象とならないサービス料の支払いに同意し、あわせて事業者がサービス担当者会議において利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる事についても同意します。

<利用者>

住所

氏名

印（代筆 ）

<家族代表>

住所

氏名

印